

船橋市再犯防止推進計画の策定について

1 計画の概要

(1) 計画の趣旨

- 全国の刑法犯認知件数が年々減少傾向にある一方で、再犯者については、減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者の人数が減少していることから、検挙者に占める再犯者の割合(再犯者率)が高くなり、令和2年には昭和47年以降最も高くなっている(49.1%)。
- 犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居が確保できずに矯正施設を出所する者、薬物等への依存のある者、高齢者や障害者等、様々な課題を抱える場合が多くあり、こうした人達が再び犯罪をするのを防ぐことが課題となっている。
- 平成28年12月、再犯の防止等の推進に関する法律(以下「再犯防止推進法」という。)が制定され、地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めることとされた。
- 市としても、国や民間団体等と連携して必要な取組を推進することで、犯罪をした者等が再び罪を犯すことなく、地域社会の一員として円滑に社会復帰することを促進することにより、市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、「船橋市再犯防止推進計画」を策定する。

(2) 支援対象者

犯罪をした者等(犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいう。)

(3) 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間 (※第4次地域福祉計画と終期を合わせる)

2 計画の内容

法務省の作成した「地方再犯防止推進計画策定の手引き(改訂版)」においては、計画に盛り込むことが考えられる主な内容として、以下のように記載

(1) 計画策定の趣旨等

○趣旨・目的

これまでの取組の概要、計画策定の背景や、計画を策定することで犯罪をした者等の社会復帰支援を促進し、安全・安心な地域社会づくりに寄与すること等

○計画の位置付け

再犯防止推進法第8条第1項に定める計画であること、他の行政計画との関係性等

○計画の期間

概ね5年としているが、他の行政計画の期間を踏まえて別の期間の設定も可

○計画に基づく再犯防止施策の対象者

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」である旨

(2) 地域における再犯防止を取り巻く状況

地域における犯罪関係の統計データの年次推移などを記載

(3) 重点課題・成果指標

就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進に関すること等

(4) 取組内容

各取組内容には、当該取組を所管する部署を明記することが重要 ※詳細は3に記載

(5) 推進体制

市(町・村)再犯防止施策推進協議会等の協議会を設置し、進捗管理等を行うこと等

3 具体的な取組内容

計画を推進するための具体的な取組内容の例(地方再犯防止推進計画策定の手引き(改訂版)より)

以下の内容のうちから、市において取り組む各種事業の掲載を予定

- (1) 就労・住居の確保等を通じた自立支援のための取組
- (2) 保健医療・福祉サービスの利用の促進等のための取組
- (3) 学校と連携した修学支援の実施等のための取組
- (4) 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等のための取組
- (5) 民間協力者の活動の促進等のための取組
- (6) 地域による包摂を推進するための取組
- (7) 再犯防止に向けた基盤の整備等のための取組

4 策定体制・スケジュール(予定)

○策定体制

別紙のとおり

○スケジュール

4～7月	庁内検討委員会にて素案の検討
7月～8月	第1回策定委員会
10～11月	第2回策定委員会
12月	パブリック・コメントについて市議会に事前報告(第4回定例会)
12月～1月	パブリック・コメント実施
2月～3月	第3回策定委員会
3月	計画策定、R6.4～施行

〈参考〉再犯防止推進計画 策定状況(他自治体)

策定済	千葉県(R3年度～)、千葉市(R4年度～)、南房総市(R2年度～)、東金市(R4年度～) ※南房総市、東金市は地域福祉計画の一部として記載
未策定	市川市、松戸市、習志野市、柏市その他 ※いずれも5年度の策定予定なし